

島根大学附属
図書館架蔵

石見小笠原文書について

井上寛司

一

地域史研究の推進という観点に立つて山陰（とりわけ島根地域）中世史研究の現状をみる時、そこには早急に克服しなければならぬいくつかの重要な課題の存在していることが知られる⁽¹⁾。筆者は差当りこれをおよそ次の三点にまとめることができると考える。

その第一は、地域史研究の課題と方法に関わる問題。すなわち、島根地域史研究において、いま一体何を明らかにすることが必要なのか、そしてそれを明らかにするためにはどうすればよいのかという最も本質的な問題を、もつとつきつめて考えてみる必要があるということである。この問題は従来から個々の研究者の内面においてたえず問われ続けてきたところのものと考えられるが、それが具体的な研究成果として提示され、十分に吟味されてきたとは必ずしも思われないのが島根地域史研究の現状である。いま日本および世界の歴史学界の内外で、現代における歴史学研究の新しい方向を切り開くものの一つとして地域史研究が多く、注目を集め、そのあるべ

き方向をめぐって種々の提言が相次いでいるが、私たちもこれらの成果を真剣に受けとめ、地域史分析の視角や課題設定の方法、あるいは分析方法そのものを徹底的に再検討し、思いきって転換していくことが必要なのではなからうか。

第二の問題は、基礎的な研究の大きな立後れという点である。右に述べた新しい地域史研究の動向は、従来の政治史や社会経済史研究の成果の上に立ちつつ、これを越えるものとして提起されているところに一つの大きな特徴があるが、島根地域史研究にあつてはその基礎的な部分にさえ、未だ解明されぬ多くの課題を山積みしているというのが現状である。もちろんこれには、研究者人口の絶対的な僅少さや残存史料の制約など、種々の困難な事情を指摘することが可能であり、それは疑いもなく事実なのであるが、しかし問題は単にそれだけのことでなく、さきにも述べた課題設定の方法や分析視角とも多分に大きく関わっていることを見落してはならないであろう。島根地域史研究の現状は、地域社会構造や支配権力構造などの基礎的な諸史実を解明すること自体が新しい地域史研究の方法

の創造的な発展と深く結びつかざるをえず、またそうした視角と視野をもつことなしに豊かな地域史像を構築していくことが極めて困難な状況にある、といえるのではないだろうか。

島根地域史研究のかかえているもう一つの問題は、地域史分析の素材となる史料の発掘・蒐集と保存および公開が、これまた著しく立後れていることである。新しい地域史研究が文献以外の諸史料を含む史料学の著るしい発達と不可分の関係をもっていることに鑑みるならば、私たちはこれまでの文献偏重主義を思いきって転換させる勇氣を持たねばならないが、しかしこの場合においても文献史料のもつ価値と重要性がいささかも損なわれるものでないことはいうまでもないし、むしろますますその重要性を増していることを見落してはならないであろう。この点、島根地域にあつては、基礎的な文献史料（金石文、木簡等を含む）そのものが極めて不十分な形でしか蒐集・公開されておらず、深刻な問題をはらむものと考えざるをえない。現在、島根県中世史研究会が中心となつて『島根県史料集成（古代・中世編）』の編集作業が進められつつあるが、過疎化が進み史料の散佚の危険が増大しつつある現状を考える時、その作業の一日も早い完成を強く願わずにはおれない。

ところで、本稿は筆者が右に指摘した三つの課題を具体化する観点から分析を試みようと考えている石見小笠原氏に関する研究の一端として、また直接的には右の第三の課題に応えるため、島根大学附属図書館架蔵の「小笠原文書」を紹介することを目的としている。後述するように、本文書はもと島根県遼摩郡磯竹村（現在大田市五十猛町）大浦の林景則氏によつて所蔵されていたのを、昭和三十二

年二月他の近世文書とともに一括島根大学が購入所蔵するに至つたものである。⁽³⁾

本文書については、『島根県史』編纂時（大正四年頃と推定される）に「林愛吉氏所蔵文書」として県史編纂掛によつて影写本が作成され、現在島根県立図書館に架蔵されている。また『新修島根県史』史料篇1（古代中世）には「林文書」として、この内の十二通がすでに活字化されている。従つて、あらためて文書の紹介を行なうというのもしささか躊躇されるところであるが、影写本は一般には利用しにくいものであり、また『新修島根県史』には修正を要するいくつかの問題点⁽⁴⁾が含まれており、何よりも大学の所蔵する文書を広く地域住民や研究者に知らせる必要があると考え、あえて筆をとつた次第である。

本文書を紹介したいとの筆者の申入れに対し、快くこれを承諾し、種々便宜をはかつていただいた附属図書館当局ならびに職員のみなさまに、この場を借りて深く御礼申し上げたい。

二

島根大学附属図書館架蔵「小笠原文書」（以下「石見小笠原文書」と称す。原本には「石見」の文字は付されていないが、信濃「小笠原文書」⁽⁵⁾と区別するためである）は、現在五巻本に表装（第一、第二巻各四通、第三、五巻各五通、計二十三通からなる）され、「石見国銀山領地方文書」の中の「林家文書」（一、六〇六―四）の一部（特・小笠原文書、六〇二―六〇四―四）として、同館貴重資料室に保管されている。島根大学の所蔵する唯一の中世文書である。

文書の内容は、年代的にみると、永正八年（一五一一）九月二十三日の小笠原長隆宛大内義隆感状以下、いずれも戦国期に属し、文書の宛名によってみると、大内・尼子・毛利氏等から長隆・長雄・長旌・長正・長節等の小笠原一族に宛てて発給された文書と、小笠原氏一族が大嶋氏⁽⁶⁾や横道氏⁽⁷⁾などの家臣に宛てて発給した文書との、少なくとも二つ以上の文書群から成ることが知られる。

一方、文書の旧蔵者林家についてみると、江戸期には土肥屋を称し、邇摩郡磯竹村大浦にあつて村年寄役をつとめ、また大浦湊蔵宿として回船問屋をも営んだ旧家である。家系図等⁽⁸⁾によると、林家はもと伊予国河野氏の一族で、南北朝期には富士名判官と謀るなどして後醍醐天皇の隠岐脱出に参画するも、暴風のため大浦に漂着し、そのまま土居を称して土着したといい、また戦国期の末には毛利家の家臣林氏から正定が養子に入り、以後林氏と改め、近世初頭には小笠原氏からも養子を迎えたという。しかし、これらの家系図や伝承等によつてみても、中世の林氏が小笠原氏との間に一族ないし被官関係等をもつて結びついていたと考えることは困難だと思われる⁽⁹⁾。さて、以上に述べたところによつて考えると、現在「石見小笠原文書」として一括されている文書が、はたして当初からそういうまとまりをもつて代々林家に伝存されてきたのかどうか、あらためて検討を加えてみる必要があるように思われる。そこで次に、このことを考えるために、石見小笠原氏関係の史料が現在どういう形で存在しているのかを考えてみることにしたい。

吉川文書・毛利文書・武久文書・真継文書・益田文書・久利文書など、吉川氏以下それぞれの一族関係文書の中の一部、ないしそれ

に準ずる形で残されてきたものを除外して考えると、管見に及んだ範囲での石見小笠原氏関係文書は、およそ次の四つに分類することができる。

(A) 石見小笠原氏一族の子孫の家に伝存されたもの。これには『萩藩閥閥録』所収の小笠原友之進・小笠原彌右衛門両家所蔵文書をあげることができる。

(B) 小笠原氏の家臣の家に伝存されたもの。庵原文書⁽¹⁰⁾（井原氏）平田文書⁽¹¹⁾（平田氏）・坂根文書⁽¹²⁾（坂根氏）などがこれに分類できよう。

(C) 小笠原氏一族の崇敬を集めた寺社所蔵文書。これには、莊嚴寺文書⁽¹⁴⁾・武明八幡宮文書⁽¹⁵⁾・甘南備寺文書⁽¹⁶⁾・長江寺文書⁽¹⁷⁾・仙岩寺文書のほか、石見大宮文書⁽¹⁸⁾・出雲春日文書⁽²⁰⁾などがある。

(D) その他。この中には、旧黒松村役場文書⁽²¹⁾や野井神社棟札⁽²²⁾をはじめとして、文字通り種々雑多なものが含まれているが、その中であつて非常に特徴的なあり方を示す一群のものがある。林文書⁽²³⁾・清水文書⁽²⁴⁾・森木文書⁽²⁵⁾・藤間文書⁽²⁶⁾および打萩文書⁽²⁷⁾がそれである。これらの文書に共通する大きな特徴は、さきに「石見小笠原文書」（林文書）について指摘したのと同様、その内部に少なくとも二つ以上の性格を異にする文書群が含まれていることである。

以上、四つの分類をふまえてみると、差当り次のことが注目されるであろう。まず第一に、現存する石見小笠原氏関係文書の内、小笠原氏一族の子孫の家に伝存されたものが著るしく制約されていること。『萩藩閥閥録』所収の小笠原文書は、天文七年（一五三八）

と推定される年未詳卯月十日大内義隆書状、同じく永祿元年（一五五八）と推定される年未詳八月二十五日毛利元就書状、この二通を除いていずれも天正末年から寛永年間にかけての合計わずか十五通（小笠原友之進文書五通、同彌右衛門文書十通）にすぎない。この他、かつて小笠原氏の勢力基盤であった邑智郡川本町を中心とする石見東部地域には、現在も中世小笠原氏一族の末裔と推定される小笠原家が多数存在するが、現在までのところ、後述する仁万町満行寺（院家小笠原氏）を除いて、中世文書を所蔵する家は全く確認することができない。天正十九年（一五九一）の小笠原長旌の出雲国神門郡神西への転封とその後の浪々の間に、ほとんどの文書が失なわれてしまったのではないかと推定される。

注目される第二の点は、小笠原氏の家臣の家に伝存された文書も、庵原・平田・坂根文書等、これまた著るしく制約されていることである。これら伝存する文書の内、坂根文書原本は明治三十五年の火災で焼失したといわれ、現在あるのは明治二十二年筆写の写本のみである²⁰⁾。しかし、他の諸氏に至っては、現在までのところそうした写本すら存在が確認されておらず、さきの小笠原文書と同様、そのほとんどが散佚してしまったのではないかと考えざるをえない。小笠原長旌の転封にさいし、旧家臣団はそのほとんどが被官関係を解かれ帰農したと考えられるから、その後の移動や災害等によって失なわれてしまったのではないかと推定される。

右の二点に対し、いま一つ注目されるのは、(D)その他の中にあった特異な文書群の存在である。この内、打萩英一氏所蔵文書はそのほとんどが甘南備寺、仙岩寺等諸所の所蔵文書を筆写した騰写本で

あるため、しばらくこれを考察の対象から除外し、その他の文書について考えてみることにする。ここでの検討の対象となるのは、いずれも現在の邇摩郡仁万町域内に位置する旧宅野村藤間文書・森木文書と旧大國村清水文書、および旧邇摩郡五十猛村大浦の林文書である。

さて、これら四文書を比較検討してみると、次のようないくつかの特徴を指摘することができる。その第一は、これらの文書の所蔵者がさきの林家と同様、中世小笠原氏とは何ら直接的な関係をもっていないと考えられることである。まず藤間家についてみると、当家は同じ宅野の藤間家（本藤間）から天保年間（一八三〇～四四）に分家し、幕末期の庄屋を勤めた旧家²¹⁾で、近世を通じて泉屋とともに宅野村の勢力を二分した本藤間家も、これまた慶長元年（一五九六）出雲国杵築の回船問屋藤間家から分かれ、当地に定着したと伝えられている²²⁾。森木家はこの本藤間家の番頭を勤めた家柄である。

一方、大國清水家は屋号を松屋と称し、近世以来酒造業を営んだ旧家である²³⁾。幕末期に記された「家系」によってみると、その祖は毛利元就の家臣児玉次郎右衛門利明と称し、永祿年間（一五五八～七〇）尼子氏との戦闘に敗れて浪々の身となり、のち尾波清水谷に住んで姓を清水に改めたという。また宅野本藤間家とも姻戚関係にあつて、九代周五郎（嘉永五年（一八五二）没、母は宅野本藤間家女は、文化年間（一八〇四～一八）邸内に私塾を設けて教鞭をとる一方、書画骨董にも造詣が深く、多数の「珍什」を蒐集したといわれる²⁴⁾。

次に第二点として注目されるのは、さきにも少し指摘しておいた

ように、小笠原一族に宛てて発給された文書と小笠原一族から発給された文書との、性格を異にする文書群が共通してその中に含まれていることである。このような文書のあり方は、これら四つの文書群の一部ないしは全体がそれぞれ他の文書の写(案文・写本)であるか、もしくは何らかの事情で他所から流入したものであることを示すと考えなければならぬであろう。

右と関わって注目される第三の点は、これら四つの文書群の中に全く同一の文書が何通か存在していることである。林文書に即していうと、後掲文書の内、No 1・2・4・6・8・9・13・14・17・18・附1・附2・附3の計十三通が清水文書と、またNo 1・3・4・13・14・附2の計六通が藤間文書とそれぞれ同一であることが知られる。同一の文書が複数存在することは一般的にいつて考え難いから、いずれかの文書が他を筆写したものであることは疑いない。では、これらの文書の内、どれが原文書で、どれがその写と考えればよいのであろうか。島根県立図書館架蔵の影写本によつてみる限り、一部を除いて、外形的にその区別を行なうことはほとんど不可能に近いといわざるをえない。従つて、右の作業を進めるためには、どうしてもそれぞれの家蔵文書に即して検討を行なう必要があるが、実はこれが容易ではない。というのは、清水文書、藤間文書、森木文書がいずれも現在ではもとの所蔵者の手を放れ、そのほとんどが散佚してしまつてゐるからである。現在までの調査によつて確認したところでは、森木文書五通と清水文書(影写本では三十一通)の内の十四通、計十九通が現在邇摩郡仁万町天河内の満行寺に所蔵されている以外、その所在を明らかにすることはできない。

林文書に即していうと、満行寺の所蔵になる清水家旧蔵文書の内林文書と重なるのはわずか四通(Na 2・8・9・附1)であり、これをもつて全体を推し量るには少なからず困難をとまなうが、林・清水両文書の比較によつてみる限り、字体・花押や文書の紙質等から判断して満行寺所蔵の清水家所蔵文書が他文書の複写であることは疑いない³⁰⁾。では、このことをもつて林文書についてはそれが文書原本であるとみなしてよいであろうか。確かに清水文書との比較によつてみても、また林文書それ自体に即してみても、これを文書原本(原文書)とみることにそれほど不都合はないもうにも思われる³⁰⁾。しかし、子細に検討してみると、林文書にもまたいくつかの疑問が存在することを指摘しないわけにはいかない。その第一は、林文書の文書発給者の花押の中に、形や筆勢・筆の運びなどの点で、これを原本とするには疑問の多いものがいくつも見出されることである(例えば、No 3の毛利元就、No 4・5・6の吉川元春、No 7の小笠原長扶、No 12・13の尼子晴久、No 15の間田興之、No 23の小笠原長相³⁰⁾など)。第二に、後述のことともかかわつて、『島根県史』に「(小笠原長隆)六男長節は邑智郡谷戸に分家し谷戸氏を称し其子孫尚現存して小笠原家の文書を傳へたり」(第七卷七三五頁)と記されていることである。ここで指摘された文書を現在見出すことはできず、従つて野津左馬助氏がいかなる事実をふまえてこの記述を行なつたのか、現在ではこれを確かめる術をもたないが、後述のように林文書の中に小笠原長正・長節(谷戸小笠原氏)宛の文書が多数含まれており、それが谷戸小笠原氏の所蔵にかかる文書であつた可能性が大きいことを考えると、林文書が文書原本であつたとする理解は明

らかに『島根県史』の記述と矛盾するといわねばならない。以上二つの点をふまえて考えるならば、林文書が清水文書に較べはるかに原文書に近いすぐれたものであるとはいえず、これまたやはり原文書の複写と考えるのが妥当だということになる。さきに林文書・清水文書等に共通する特徴の第二点として指摘した、それぞれ性格を異にする文書群の併存というのも、林文書の右のようなあり方とこそ符合することはあらためて指摘するまでもない。

以上、煩雑な考察に終始してしまつたが、これにより林文書の傳來に関しては、およそ次のような点を指摘することができよう。(1) 林文書は小笠原氏一族に宛てて発給された文書と、小笠原氏一族から横道・大嶋氏等の家臣に宛てて発給された文書との性格を異にする複数の文書群からなり、いずれも原本を忠実に筆写した原本に準ずる性格のものとみなしてよいと思われる。(2) これらの筆写がいつ誰の手で行なわれ、そしてそれがどのようにして林家に伝えられたのかは、今のところこれを明確になしえないが、後述の系図および藤間家の事例⁽⁴⁰⁾などから考えると、谷戸小笠原氏(の末裔)がこれを筆写して林家に与えた可能性が強く、また回船問屋を営むなど大きな財力と勢力を誇つた近世の林家が小笠原家から養子を迎えてこれと姻戚関係を結んだことが、林家への小笠原氏関係文書(写本)流入・伝存の一つの大きな契機をなしていたのではないかと考えられる。

三

前節での考察によって、島根大学附属図書館架蔵「石見小笠原文書」

「書」二十三通が、現在ではその多くが散佚してしまつている石見小笠原氏関係文書の一つであり、またそれ自体は写本と推定されるが、原本に著るしく近似し、かつその原本が散佚してしまつた現在では原本にも準ずる貴重な価値をもつ文書であることが明らかになつたと考えるが、文書の紹介にさきだち、なお一・二の点について補足を挙げておくことにしたい。

その第一は、林文書と石見小笠原文書との関係(異同)についてである。先述のように、石見小笠原文書は林家旧蔵文書をそのまま大学に移管したものであり、本来この両者は同一の内容でなければならぬ。ところが、実際に両者を比較検討してみると、わずかではあるが、そこに出入りが認められる。石見小笠原文書にあって林文書にないもの一通(No.16)、逆に林文書にあって石見小笠原文書にないもの三通(附1・附2・附3)がそれである。右のうち後者については、影写本が作成されたから島根大学に文書が移管されるまでの約四十年の間に散佚してしまつたものと考えてまず誤りないであろう。これに対し、前者はその間の事情明らかでないが、あるいは影写本作成時、他に貸出すなどして別の場所に保管されており、のち戻されたのかも知れない。いずれにしても、影写本作成時における林文書が既影写・未影写合せて二十六通ないしそれ以上存在したことは明らかであり、現在その内の二十三通が島根大学に所蔵されているということになる。本稿では、今は散佚してしまつたその所在が明らかでない右の三通を附録として掲げることとするが、時間の経過とともに祖先の残した貴重な文化財が次々と失なわれ行く(正確な記録さえないままに)こうした事態を見るにつけ、文化財

保存のための緊急かつ抜本的な対策の必要性と、そこにおける行政の責任を強く指摘しないわけにはいかない。同時に、大学が地域における主要研究機関として、これらの問題に積極的に提言をし、またその具体化のために積極的な活動を展開することも忘れてはならないであろう。筆者もまた大学に籍をおく者の一人という立場から真剣にこの問題に取組んでいきたいと考える。

さて、補足をおきたいと考えるもう一つの問題は、林家旧蔵文書中の小笠原系図についてである。石見小笠原氏の系図としては、『石見誌』所収の丸山小笠原系図によって代表される代々の家系を系統的に記したものと、三原丸山伝記によって代表される歴代の小笠原氏に関する主要な事蹟を記した伝記的体裁をもつものとの二つのタイプの存在が知られており、それぞれその数は多数に上るが、島根大学附属図書館架蔵の林家旧蔵文書の中にはこの二つのタイプの、しかも他とその内容を異にする系図二幅が含まれている。「石見銀山領地方文書（林家文書）」のNo.23・24がそれである。このうち前者のタイプに属するNo.23「小笠原系図」は、清和天皇から始まり、小笠原長旌・長隆に至る二十九代を掛軸様の一巻（縦一三六・六cm、横三五・四cm）に仕立て、また後者のタイプに属するNo.24「小笠原系図（石見国河本郷入部次第）」は、石見小笠原氏の祖とされる小笠原長親から長徳に至る十六代を巻物様の一巻（縦十七・二cm、横一九五・三）にそれぞれ仕立てている。これら両系図には、いずれもその作成年代や筆者は記されておらず、いつ誰の手で作成ないし筆写されたものか明らかでないが、ともにその筆蹟はしっかりしており、由緒のある系図であったことが推定される。

次に、この両系図をその記載内容に即してみると、No.23では、小笠原長徳の弟長次の家系（長次―長正―長節―長證）が嫡流（長徳―長旌―長旌―長徳）と併せ記されているところに特徴を認めることができる。とくに注目されるのは、(1)他の諸系図では兵部丞長節が等しく長隆の六男（川本町谷戸に住んで谷戸氏を称す）と記されていて、その記載内容に大きな相違が見出されること、(2)同じく他の諸系図では大蔵丞長正の存在が記されておらず、長正―長節以下を庶流として表記するこの系図に他とは異なる独自性が認められること、(3)そして何よりも林家旧蔵文書の中に長正・長節宛文書が多数含まれていること、である。つまり、この系図は林文書との間に緊密な相関関係をもっていたことが推定され、林文書と一対をなすものとして筆写され林家に伝えられた可能性が極めて大きいと考えられるのである。

これに対し、No.24はその表題からも知られるように、かつて野津左馬助氏が「（小笠原諸系図の内）其編纂年代尤も古く且つ其記事も比較的正確と認めらるゝ」との評価を与えた「石見国邑智郡河本郷相伝之次第」と著るしい親近性をもっているところに特徴を認めることができる。野津氏が具体的にどの系図をもつて右のような評価を与えたのか、今日ではこれを確かめる術をもたないが、島根県立図書館架蔵の謄写本（大正元年十二月筆写、長尾和人氏蔵本）の中に、原田家古文書「石見国小笠原家相伝」の「石見国河本郷相伝次第」と題する系図があり、益田兼時・兼時息女尼妙阿から始まって小笠原長親以下長旌・長徳に至る小笠原氏歴代とそのそれぞれに関わる主要な事蹟が記されている。この系図は末尾に天保三年（一

八三二)の日付をもち、この年に作成ないし筆写されたものであることが知られる。野津氏が参照した系図をこの原田家文書ないしこれに類似のものと仮定して、これを林文書の系図と比較してみると、益田兼時・同息女尼妙阿の記載を除いて、その体裁・記載内容ともに著しい親近性をもつことが確認できる。さきの原田文書が小笠原氏相伝の家系図(家譜)であり、林文書のそれが同じく小笠原氏一族(庶流長節の末裔)によって相伝されてきたものの写である可能性が大きいことを考えるならば、ここに記された内容は小笠原氏一族にとつての共通の自己認識(小笠原氏一族にとつての最も正統的な家系図)という位置を占めるものであったと考えることができる。小笠原氏庶流長節の末裔は、さきの系図(Na 23)とあわせ、それと一对をなすものとしてこの系図(Na 24)を作成ないし筆写したのではなからうか。そしてもし以上の推定に誤りがなければ、この二つの系図は中世石見小笠原氏を説明していく上での大きな手懸りを与えるものとなるであろう。こうした点に鑑み、文書紹介の最後に、参考として両系図を掲げることとする。

(注)

(1) 本来こうした作業は厳密な研究史および史学史整理の上に立つてなされるべきものであり、これを捨象して問題を論ずることはかえって議論を混乱させる危険性をもつとしなければならぬが、その点に関しては別途機会を得て論ずることをお許し願いたい。

(2) たとえば、塚本学「地域史研究の課題」(岩波講座『日本歴史』別巻2、一九七六年)、黒田俊雄「あたらしい地域史のために」(『日本史研究』

一八三、一九七七年)、ひろたまさき「日本の近代と地域・民衆・文化」(『現代と思想』三二、一九七八年、同氏『文明開化と民衆意識』再録、一九八〇年)、横山紘一「地域」からの発想(一九七九年)、増田四郎「社会史への道」(一九八一年)、金原左門「地域史の理論と実証をめぐって」(新編『日本史研究入門』所収、一九八二年)、木村礎「地域史を生きる」(一九八四年)、藪田寛「地域史研究の立場」(『歴史科学』一九・一〇〇合併号、一九八五年)など。

(3) 文書購入の経過や文書の概要等については、『石見国銀山領地方文書目録―熊谷家・坂根家・林家―』(島根大学附属図書館、一九八一年)を参照されたい。

(4) 林文書内の一部を活字化するにさいし、いかなる基準でもって文書の選択がなされたのか明確でないこと、活字化にさいし文書名が記されていないこと、いくつかの誤読・誤植がみられること、文章の端裏書や封紙などについての記載がすべて捨象されていること、原本・案文・写本などの文書の性格についての配慮がみられないことなど。

(5) 小笠原文書という場合、一般にはこれを指す(吉川弘文館『国史大辞典』「小笠原文書」の項参照)。総数百八十五通よりなり、うち四通が箱根早雲寺に所蔵されているほか、残りはすべて東京大学史料編纂所に所蔵されている。新編『信濃史料叢書』第十二巻に「勝山小笠原文書」として、そのすべてが活字化されている。なお、本書の閲覧にあたっては、長野県史編纂室井原今朝雄氏に多大の便宜をはかっていただいた。記して感謝の意を表したい。

(6) 大嶋氏については、『石見家系録』に「小笠原五旧家中に大嶋太郎之丞あり。(大嶋)信外記天文十一年七月小笠原の將として銀山入。大嶋和泉

守、天文十七年三月銀山入」と記されており、また後掲「小笠原系図石見編
入部次」に、小笠原長親が「四国ヨリ石州へ入部之節、大嶋市川青木菊富等
供奉ス」と記されている。

(7) 横道氏については、『石見家系録』に「福屋兼仲三男兼綱、邇摩郡横道
を苗字とす。(横道)帯刀、小笠原長雄部下、天文十七年三月銀山入。(横
道)石見守、小笠原長雄の臣」と記されている。

(8) 前掲注(3)参照。

(9) 『石見誌』所収林系図、太田亮「姓氏家系大辞典」(石見)林の項
など。たとえば林系図には、通種について「林氏祖、(伊予国)越智郡拝
志ニ居リ拜志ト稱シ後林ニ改ム、或ハ土居実行ト稱シ乎」とあり、土居
実行について「稱四郎、通治同母弟、元弘中車賀隠岐ニ幸ス、実行憂憤不
措、航シテ隠岐ニ至リ竊ニ富士名判官ト謀ル所アリ、帝伯耆ニ幸スルヤ単
舸追蹤、適遭颶風邇摩郡大浦ニ漂着、尋病没、土豪鈴木長重子ヲ以テ嗣シ
ム、後土居社ニ祭ル」と記されている。同じく実行から数えて九代後の林
正定について、「初友二郎、次和三郎、後彌三兵衛、養子、実ハ毛利備中
守家臣林氏ヨリ入ル、此ヨリ林氏ヲ冒ス」とあり、正保(一六四四〜四七
年)ごろと推定されるそれから四代後の通正について、「養子、実ハ小笠
原長次ノ男」と記されている。但し、このうち、近世以後今日に至る林家
の直接の祖先とされているのは林正定であり、林正幸氏(林家当主)所蔵
の林系図では、この正定をもつて林家初代としている。また正定によつて
創建された正定寺は今も林家の氏寺であるという。

(10) 林家と小笠原氏との緊密な関係を窺わせるもの一つに、林家の所蔵に
かかる小笠原氏の家紋入り太刀一振がある。この太刀は長さ三尺三寸、大
原真守作で川本温湯城主小笠原家の重宝だったと伝えられ、現在林家には

その写真のみが残り、現物は東京に移されているとのことである。この太
刀もどういう経過をたどつて林家に伝えられてきたのか明らかでないが、
これについて考える上で興味深いのは、同じく林正幸氏所蔵の「垂緒録」
に収められた正定の評伝「林正定伝」である。本書によると、毛利隆元に
仕えていた正定が主君の非を正そうとして逆にその怒りにふれ、罪に問わ
れようとした事があつたとして、次のような話を伝えている。「坐有一高
僧、義之百方救護、使正定暫依已故曹某於石州河本、以待侯霽威、時正定
年甫十四矣、在河本四年、日夜修武技不懈、(中略)河本温井城主小笠原
長隆欲召祿之、辞以義不事二君」。この逸話がどこまで事実を伝えている
かは、正定の年令からみても疑問の存するところであるが、中世林氏が何
らかの形で小笠原氏と関係をもつていたことは推測してよいであろうし、
あるいはこれに類した機縁によつて太刀を拝領したのかも知れない。しか
し同時に、「不事二君」と明記されているところからも知られるように、
中世林氏が小笠原氏との間に被官関係などを結んでいなかったことも、こ
れまた事実と認めてよいであろう。なお、正定のその後について、同書に

は「後有所感、絶意於仕途、将移居於銀山、隠於商估、時大浦有土居通持
者、為邑之巨室、無子、因欲迎正定為嗣、配以其女、通持称彌三兵衛、系
出於南朝忠臣土居通治母弟実行、正定喜日、吾既不能致力於父母之國、当
承忠家之祀、把耒耜以報国恩耳、乃入嗣焉、及通持没、襲稱彌三兵衛、因改
姓林氏、以土居為家号」と記されている。

(11) その一部が『新修島根県史』史料篇1に収められている。

(12) 同右

(13) 県立図書館に謄写本はあるが、まだ活字化されていない。

(14) 注(11)に同じ

- (15) 同右
- (16) 『邑智郡誌』等に一部活字化されている。
- (17) 県立図書館に影写本はあるが、未だ活字化されていない。
- (18) 注(16)に同じ。
- (19) 注(11)に同じ。
- (20) 同右
- (21) 『江津市誌』上巻に、山根正明氏によって文書内容が紹介されているが、文書そのものは未だ活字化されていない。
- (22) 県立図書館にその写本はあるが、未だ紹介されていない。
- (23) 注(11)に同じ。
- (24) 同右
- (25) 注(11)に同じ。
- (26) 注(16)に同じ。
- (27) 大正三年十二月六日付島根県総務部島根県史編纂係宛坂根長蔵上申書(県立図書館架蔵騰写本、坂根文書)にこの間の事情が説明されている。
- (28) 騰写本とは別に、打荻氏所蔵文書の影写本もあるが、これには小笠原氏関係の文書は含まれていない。
- (29) 藤間要二郎氏所蔵過去帳および同氏所蔵文書によって知られる。
- (30) 『仁摩町誌』二二三・二四二頁。
- (31) 千手慶一・田中貞徳編『ふるさと十二勝』九六頁。
- (32) 『清水濯傳』(県立図書館架蔵写本、清水米太郎所蔵文書)。また、清水家が磯竹林家とも姻戚関係にあったことは林正幸氏所蔵林系図の記載によって知られる。
- (33) 影写本によってみると、藤間文書は合計六通からなり、そのすべてが林

文書と重複していることが知られる。

- (34) 例えば、林文書のNa 1・2・4・6・8・17・18と重複する清水文書ではいずれも花押が欠落しており、同じくNa 9では清水文書の場合署名・花押とも欠落している。清水文書の筆写にさいし、誤ってこれを欠落したとも考えられるが、それにしても少し数が多すぎることからすると、あるいは筆写をしたもとの文書自体に花押等が欠落していたか、もしくはこれが写本であることを示すために意識的に欠落させた(とくに花押)可能性もあるかも知れない。
- (35) 満行寺所蔵文書には、島根県史編纂掛がかつて影写本作成のさいに貼付したと思われる整理番号票が付されており、そこに「清水米太郎」「森木理作」などの文書所蔵者名が記されていて、それぞれその文書のもとの所蔵者を確認することができる。
- (36) 県立図書館架蔵影写本が「清水米太郎蔵副本影写」との注記を加えているのも、県史編纂掛がこれを副本、すなわち写本と認めていたことを示すものであり、一つの参考となしえよう。なお、満行寺所蔵文書については、別途検討の機会を得たいと考える。
- (37) 右にならつていうならば、県立図書館架蔵影写本では「林愛吉蔵原本影写」と注記している。
- (38) 小笠原長相はNa 22とNa 23の両文書の発給者として花押を付しているが、时期的に大きな隔たりがないと思われるにもかかわらず両者の花押は全く異っており、この点でも疑問がある。
- (39) 県史編纂掛による林文書の影写本作成は大正五年以前(先述のように大正四年頃と推定される)のことであり、『島根県史』の編纂がそれ以後本格的に開始された(第七巻の刊行は昭和三年)ことからすると、谷戸小笠

原氏が昭和三年時点で所蔵する文書を、それ以前の段階で林愛吉氏が所蔵することは論理的にみても考えがたい。

- (40) 但し、このことをもって林文書のすべてが写本だといいきるにはなお問題も残されていよう。林家が一部の文書を異なるルートから入手した可能性もあり、現に林文書に即してみても、文書の紙質、墨の色等も多様で、それらがある時期一斉に筆写されたとは必ずしも考えられず、また文書それ自体に即してみても、これを文書原本とみなしてよいと思われるものがいくつが存在するからである。しかし、事ここまですれば、これらの問題に対する判定は明らかに現在の筆者の能力を越えていると認めざるをえない。従ってここでは、これら多様な可能性の存在を認めつつも、全体的な蓋然性の問題として本文のように考えることとし、一通一通の文書に即した、また種々の可能性についての判断は、一時これを留保して論を進めることとしたい。

- (41) 年末詳二月二十七日付藤間文左衛門宛小笠原長茂書状（県立図書館架蔵影写本・清水文書）によると、小笠原氏は藤間家に対し、大内・尼子・毛利氏等の感状と系図、計十六点の写を作り藤間家に持参する旨伝えており、実際に手渡されたものと推定される。なお、この点については満行寺所蔵文書の紹介とあわせ、機会を改めて考えてみたい。

- (42) ここで指摘した長次の家系に関する二つの点は、物部神社所蔵「清和源氏小笠原系図」には該当しない。同系図は経基親主から始めているところに林家旧蔵系図との違いがあるが、その記載内容はおおむね林家のものと同じであるといつてよい。とくに注目されるのは、(1)小笠原長親以下の石見小笠原氏に関する記載が林家旧蔵のものに較べかなり詳細であること。

- (2)とくに小笠原長次（「谷戸殿、則谷戸居住之始祖也」の注記あり）以下

の谷戸氏代々について、かなり詳細な記載がみられること。(3)林家旧蔵系図が谷戸殿四代長證で終っているのに対し、この長證（「源五郎、寛正二十」）のあと、長賢（「七郎右衛門、明暦」）―長利（「太兵衛、元禄十五」）―長治（「庄七郎、享保十五」）―彦五郎―彦七郎長吉―龍視長宗―英育長忠の幕末に至るまでの家系が記されていること、などである。石見国一宮物部神社がいかなる理由からこうした系図を作成しない筆写したのか明らかでないが、少なくとも本系図が林家旧蔵系図と同じ系統に属す一本であつたことは疑いないであろう。

- (43) 『島根県史』第七卷七三三頁。

- (44) このような二幅の小笠原氏系図と小笠原氏関係文書との内的な連関の想定の上に立つて、さらにさきに指摘した太刀一振の伝存を併せ考えるならば、そこに極めて興味深い推定の可能性が生まれてくるように思われる。

というのは、右に指摘した物部神社所蔵「清和源氏小笠原系図」の「小笠原長證」の頃に、次のような記載がみられるからである。「長旌公知行改易之時、川下村谷戸ニ来り長證数年奉仕、（公脱カ）為恩賞小笠原重代佐々木氏綱宇治川先陣之太刀並大原実守三条小鍛治之太刀虎之卷系図頂戴ス」。さきに林正幸氏旧蔵の太刀が「大原真守作」であることを指摘しておいたが、もしそれがここにいう「大原実守三条小鍛治之太刀」と同一であるとすれば、林家旧蔵の小笠原系図が小笠原長證で終っていること、同じく林家旧蔵の小笠原氏関係文書が小笠原長證の祖先に当る長正・長節宛の文書を多数その中に含んでいること、あるいは林家と小笠原氏との養子縁組が小笠原長證の没後まもない頃であつたと考えられることなどから考えて、これら文書・系図（ともに写本）・太刀が一括して谷戸小笠原氏から林家へ、いわば養子縁組の引出物として引渡された可能性を想定することもできる

のではない。林家旧蔵の文書・系図・太刀がそれぞれどういういわれをもつのか明らかでなく、またさきの物部神社の系図の記載がどこまで事実を正確に伝えているのか明らかでない現状において、こうした推定が成立しうるのかどうか、にわかには判断しがたいが、一つの考えうるケースであることは否定できないのではない。ひきつづき検討を加えることにしたい。

(付記) 本稿作成に当り、林正幸氏・藤間要二郎氏・満行寺院家小笠原静之助氏をはじめ、島根県立図書館・大田市教育委員会・仁摩町教育委員会・川本町教育委員会および小林俊二氏・三上鎮博氏・藤岡大拙氏・松尾寿氏等、多くの方々から種々ご教示とご協力をいただいた。末筆ながら深く感謝の意を表したい。

《史料紹介》

石見小笠原文書（島根大学附属図書館架蔵）

凡例

一、ここでは、現在島根大学附属図書館が所蔵する石見小笠原文書をその排列に従って示し、かつてはこれと一括をなしたと思われる林愛吉氏旧蔵文書で、現在その所在が明らかでない文書を島根県立図書館架蔵影写本により附録として示す。また参考として、島根大学附属図書館架蔵の系図二幅を掲げる。

一、右文書はいずれも写本と推定されるが、原本に忠実で、かつ

原本の散佚した現在では原本にも比すべき貴重な価値をもつとの判断から、可能なかぎり原状に即して複元にとめた。但し、翻刻に当り、各文書が影写本か否かの最終判断はこれを留保し、明らかに写本と認められるもののみ、表題の下に※印を付した。

一、文書の用紙でとくに注意すべきものには（折紙）（切紙）などの形状を注記し、文書の封じ目は（墨引）をもって示した。

一、花押は小笠原氏一族のもののみ本文中に凸版で示し、重複する場合やその他は単に（花押）と記した。

一、字体は原則として新字体に改めた。

一、文書に抹消・塗抹がある場合、字画の明瞭なものは原字の左傍に々を付し、その明瞭でないものは𠄎で示した。

一、破損・虫損などによる欠損文字で、もとの字数が明瞭なものは□で示し、前後の文意から推定できる文字を傍注した。

一、本文以外の部分は「」をもって括り、その位置に従って（端裏書）（ウハ書）などと注記した。

一、本文には解読のための便宜を考え、読点および返り点を付した。また誤字・脱字・衍字などは傍注において補正し、適宜（マ）（脱）などの注記を付した。

一、人名・推定年次などの傍注は（）で括り、按文は首に○を加えた。

〔石見小笠原文書〕

一、毛利隆元書状（折紙）

〔原紙ハ巻〕

備中守

長雄 隆元

急度申候、至三子敵相動之処、御同名大藏丞殿坂以下申談、則被切

崩之由肝要、御粉骨之次第不及是非候、弥敵行之趣蒙仰可得其心候、

我等事既致出張候上者、聊無油断候様躰承可得其覚悟候、諸勢至出

羽・河本差出之候、三子加番是又追々差遣候、可被仰談候、聞懸

申進不能委細候、猶内藤左衛門尉可申候、恐々謹言、

備中守

(永禄五年) 三月十二日

(毛利) 隆元 (花押)

(小笠原) 長雄 御宿所

二、毛利隆元書状 (折紙)

(封紙ウハ書) 小笠原大藏丞殿

隆元

急度申候、至当城敵相動之処、旁此方坂以下申談、則破切崩之由肝

要、御粉骨之次第無比類候、我等事一昨十日令出張候、弥御注進次

第可令陣替候、聞懸一筆申計候、恐々謹言

備中守

(永禄五年) 三月十二日

隆元 (花押)

(長正) 小笠原大藏丞殿 御宿所

三、毛利元就同隆元連署書状 *

今度三久須表之儀敵仕退候、先以可然候、横道殿御覚悟御動無比類

候、能々可申入之通從祖式兩人所申越候、可被加御褒美事肝要候、

左候間今分候者、其境不可有正躰候条、我等至途中罷出雖可聞合候、

先吉川其外国々者共至河本差出、貴所申談可成其行候、其上我等

事不可有油断候、猶児玉若狹守可申入候、恐々謹言、

二月十三日

隆元 (花押)

元就 (花押)

小笠原彈正少弼殿

御宿所

四、小早川隆景吉川元春連署書状 (折紙) *

(封紙ウハ書)

駿河守

左衛門佐

小笠原殿

元春

富永殿

隆景

御折紙拜見候、昨日者至嘉广穗岐敵相動之由、從口少十被申越候之

間、無御心許存候之処、其已後從何方茂珍敷之無出来候哉、扱者

不甲斐之趣候哉、先以可然候、弥被聞召合可被仰越候、仍而当城普

請之儀、漸相調之由肝要候、二重矢倉之儀、從元春人数差出被申付

候間、一兩日中可相調候、左候者其許御隙明、可有御帰之由得其

心候、將又鉄砲玉薬族楯板加番衆之儀、早々差籠可申由心得申候、

聊不可有油断候、急度可申付候、相替之儀候者、弥蒙仰被申談候、

駿河守

七月廿七日

(言川) 元春 (花押)

左衛門佐

(小早川) 隆景 (花押)

小笠原殿

富永殿

御返報

五、吉川元春書状*

御音札畏入候、如仰近日者依無預目、申隔無音罷成心外存候、聊非心疎候、

一為相談吉田ニ各集会仕候、從何方茂珍敷出来無之候、何茂近日帰宅可申候間、必自在所可申入候、

一大坂表弥堅固之由候、年内兵糧今一とおりに可被差籠との儀候、重而之儀に少警固ニても可輒之由候、警固四五十程にて可指上催に候、淡路儀此方無等閑候条、大坂への兵糧之儀無相違可被籠之由候、

一下口之儀、是又珍敷茂無之由之間、可御心安候、

一郡山へ切々雖可被仰越候、依無預目御無音之通蒙仰候、輝元可申

聞候、吳々我等社可申入候処、御懇之儀畏入候、

一但州之儀、豊国杉谷被申在所迄出張候て、彼国之儀所々調略半候、

塩屋新五事此方一味候、雲伯牢人も方々分散之由候、先以可然候、

山鹿ハ京都ニ罷居由候、去年私部表在陣之砌、山鹿取付相拘候、

菟束城之儀八月廿二日以来方被仕捕候、可然趣候間先以可御心安

候、必自是可申入候条令省略候、恐々謹言、

十月七日

元春(花押)

「(墨引)

駿河守

長雄(總)

元春

御返報

六、吉川元春書状(切紙)*

〔左ハ書〕小笠原兵部丞殿 元春 御陣所

態申入候、仍昨日自高瀬至(平巴)当城相動候之處、各被仰談之、即時被仕退候、殊御家中衆被摧候畢、御高名其外被致疵無比類存候、至吉田茂則申聞候之条、必直可被申入候、尚此者可申述候之間、不能審候、恐々謹言、

〔永祿四年〕十月十六日

駿河守

元春(花押)

小笠原兵部丞殿

御陣所

七、小笠原長抹同元枝連署坪付*

〔端裏ウハ書〕

横道式部少輔殿

まいる

坪付

一所 老貫百前(坪ハ梨ノ木のまへ) 西崎勘兵衛作

一所 五百前 同所 長谷与三左衛門作

一所 老貫前(坪ハ宮脇) 野田助七先給

右分錢貳貫六百前

一屋敷老ケ所 百五十前

以上

此於野田助七先給全可有御知行、追而直以御一行可被仰出候也、

〔金脱シ〕天正十一年

〔應〕壬正月十九日

元枝

長扶

八、口羽通良小早川隆景連署書状(切紙)

〔封紙ウハ書〕左衛門佐

刑部太輔

隆景

長旌

(裏封) 御返報

(墨引)

就御愁訴之儀蒙仰候、具注申聞候、當時繁多付而在所等相基候条、只今新敷不能御返事候、内々涯分可申聞候之条可御心安候、猶兵部少輔殿江申入候、恐々謹言、

六月十五日

隆景 (花押)

通良 (花押)

長旌

御返報

九、河副久盛書狀 (切紙)

(封紙ウハ書)

河副右京亮

小笠原兵部大輔殿

(裏封)

(墨引)

まいる 人々御中

久盛

横道三郎左衛門殿就知行分、被成御入魂之由候、誠御懇之儀候、我等計迄畏入存候、弥可為御扶持候、委細者彼方以書札申候、恐惶謹言、

九月十八日

久盛 (花押)

小笠原兵部大輔殿

(裏封)

(墨引)

まいる 人々御中

一〇、小笠原長雄感狀

(封紙ウハ書)

(裏封)

(墨引)

大嶋八郎兵衛殿

長雄

去月廿四日、至太田造山成動候之時、僕從二人被矢疵之由神妙候、弥忠儀肝要候、恐々謹言、

天文十八年

十二月五日

大嶋八郎兵衛尉殿

長雄

(小笠原)

一一、小笠原長雄書狀 (折紙)

今度人数馳走之趣祝着候、此間肝要之時分出候て無事之姿祝着候、以上

此間者、至其面不凶辛勞候、抑以此者長実所江申越之趣得其心候、万兼々批判ニ相連候哉、今更何とすへき儀あらす候間、見合之可申付候、就中防州之儀、弥むさくの由候、沙汰之限之儀候、我等於覚悟者可心安候、此間申候分迄候、一兩日各召寄談合候辻ハ、我等申様無余儀之由各存分候、勿論之儀候、珍着候ハ、可申候、自其元も異儀候者、急度可有注進候、恐々謹言、

壬十月十六日

長雄 (花押)

大嶋八郎兵衛尉殿

一二、尼子晴久感狀 (切紙)

(封紙ウハ書)

(裏封)

(墨引)

尼子

小笠原弾正少弼殿 晴久

(裏封)

(墨引)

進之候

先日於竹表御動之時、御親類大藏丞殿首一討捕候、毎事各心懸之段快然候、能々可被賀与候、從此方及其段申候、仍三百足対大藏丞遣候、猶各可申候、恐々謹言、

引治三年 三月十日

晴久 (花押)

小笠原彈正少弼殿

進之候

一三、尼子晴久書状 *

近日元就其表指出由、一昨日河副注進申越候、福屋同前被申談、不可有油断候、近辺迄出寄其間候ハ、可預一左右候、委細河田新十郎可申候、家中堅固之覚悟干要候、於子細可被得其意候、恐々謹言

卯月六日

晴久(花押)

小笠原大藏丞殿

同 源五郎殿

進之候

一四、大内義興感状(切紙)

在京馳走、剩諸家有調議、去月十六日至丹波国下向之處、遂供奉、同廿四日帰洛、船岡山合戦之時、於間田大藏少輔弘胤一所太刀討被疵之次第、問田掃部頭興之注進、一見了、感悦非一、仍為忠賞令吹拳刑部少輔者也、弥可被抽忠節之状如件、

永正八年

九月廿三日

義興(花押)

小笠原刑部少輔殿

一五、石見国守護代問田興之書状(切紙) *

御在洛中被致供奉、於京都度々辛勞之通、淵底被知召候、尤面目至候、御拝領之地三百貫、坪付指遣候、連々可被成御感之旨候、恐々謹言

十二月六日

興之(花押)

小笠原刑部少輔殿

一六、大内義隆書状

就江要害之儀、对都野遠江守申遣子細候、被添申候者可為祝着候、猶委細吉川隱岐守可申候、恐々謹言

二月七日

義隆(花押)

小笠原上総入道殿

一七、大内義隆書状

至富田陣執之間、別而御馳走可為喜悅候、慶事期後信候也、恐々謹言

二月六日

義隆(花押)

小笠原彈正少弼殿

一八、大内義隆書状

自將軍家為上使、以三福寺并飯尾大和守兩人、被仰出子細候之間、御下知之趣為可承、去十日令開陳候、山中備後守長々辛勞之至候、必自是可申候之案閣筆候、恐々謹言

三月廿二日

義隆(花押)

小笠原兵部大輔殿

一九、小笠原長実讓状 *

長守所領甘貫之事、それかしへ給候へ共、長智事もほうかう被申候

長智

いて叶事候間、長徳さまへことハリ申上、御一行とりもし候、同長実より長実へけいやく状つほつけあいそへもし候、此三つう二まかせ御地行あるへし、又長守さいせんの御かくこ、それかしきしよおとりたて申候、心さしのたん御齋存まへにて候、此以後之御かくこかんようにて候、仍ゆつり状如件、

孫四郎

天文八年後六月十四日

長実

大嶋新九郎殿

参

二〇、横道助十郎知行坪付

坪付覚

一式拾五貫文 都賀東

一式拾貫文 大田北

一三拾貫文 三原

一拾貫文 渡り

一拾五貫文 宮内

合百貫前定

右之前金可有御知行由被仰出候、仍而状如件、

二郎左衛門尉

天文十二年卯癸九月七日

長実(花押)

横道助十郎殿

二一、小笠原長実讓状

越前守長守本領之事、長実江雖御契約候、長智事幼少よりそたて申

候付而、得惣領之御意、如本之讓渡申候、為其筋目居屋敷之内三百前畠給候、祝着申候、貴所我等於子孫弥可被申談事專一候、両方諸役等為不可申、都督奉行之内おちい之内三百前進之候、同前可有御知行候、仍状如件、

二郎右衛門尉

天文十五年三月十二日

長実

大嶋八郎兵衛尉殿

二二、小笠原長実同長相連署書状

彌裏ハ書

二郎右衛門尉

左京亮

謹上 越前守殿

御宿所

長実

尚々惣辻五貫五百〇〇御申候条、其分御同心候、

御申之儀、致披露候、御分別之間目出候、長相御用候間、長盛御一人御渡候、委細可被仰候、猶懸御目可申入候、恐々謹言、

三月廿二日

長相

長相

長実(花押)

二三、小笠原長相書状

今度於井原就御高名、以御書被仰出候条為進入候、猶御出仕之時可被仰由候、恐々謹言、

十二月廿六日

長相

「(墨引)

左京亮

新九郎殿

長相

御宿所

二、小笠原系図石見国河本郷
入部次第

四郎
長親 石見国河本郷入部次第

益田左衛門尉藤原兼時之息女妻女、長親代迄者阿波国生麻
庄ニ居城ス、細川忠節ニ仍テ阿波拜領ス、細川幡下ニナル
事無曲由ヲ申、依之石見国河本郷拜領ス、此時山南之内村
ノ郷ニ館居ス、四国ヨリ石州へ入部之節、大嶋市川青木菊
富等供奉ス、其時三嶋大明神四国ヨリ御駕乗シ奉ル、仍当
家之氏神タリ、

四郎次郎
家長

次郎太郎
長胤

又太郎

長氏

此時宮將軍之御取相(倉)アリ、將軍方ヲ仕、温井城ヲ始テ構ル、
理運ニ仍テ天下ヨリ御判所々頂載(マ)ス、邇摩郡三久須中尾ニ
ライテ宮方ノ者楠之判官トタテアワセ楠ヲ討取、此時依忠
儀天下ヨリノ御書多、

彦太郎
長義 任左將監尾張守、次男西ニナル、三男長谷ニ成、四男村上
ニ成、

右馬助次男
長教 高光ニナル、七月六日逝去

下總守
長弘 三男君谷之家ヲ繼、四男山中ノ家ニ成、次男南ノ家ニナル、
法名道源

民部大輔
長直 高橋吉見ヲ聳ニトル
法名常護

上總守
長弘 妻女者三善息女、大内小式取相之時、大内為合力九州へ向、
小式法師ト云者ヲ討取、大内京都へ有注進、則被任上總介、
此時大内ト互ニ刀ヒキラスル也、四国生麻庄依為本領則知
行ニ拜領ス

下總守
長正 妻女定戸息女、強弓大力、波根福光ヲ聳ニトル、十一月廿
八日逝去、
法名源積

大藏少輔
長定 伊予守、次男繼都野之家、妻女三隅息女、高橋福屋河上金
子大家聳ニ取、三男長谷ニナル、謀叛之儀アツテ悉滅ス、
四郎長逸、五郎長種、

上總介兵部大輔
長隆 自天下被任上總介、妻女佐伎休々息女、永正年中今出川
將軍御供仕上洛ス、五年在京中ニ御敵出テ般岡山合戦之時
江州之住人クノリヲ組討ス、疵数多所ニ蒙、此時着帳ノ論
アリテ紫野へ引籠ル、種々大内依仰本国ス、其時今出川様
ヨリ御自筆之御感状ヲ給リ、被任上總介、歌道手跡之達者、
同此時大内義興犬追物被加入数、其後大内尼子取相ニ二男
討死ス、三男甘南備寺ニ成、四郎長実五郎長相、山名式部
少輔聳ニトル、

弥次郎

長徳

兵部大輔、妻女福屋ノ息女、被任彈正少弼、此時太宰大貳

法名花実源榮

天文十六雲州発向ス、合力トシテ遂高名、為褒美所々知行ス、此時長

年八月廿一日逝去

次討死ス、仍テ嫡男長正庶子之為想領、井原数代依緩总長

徳一分トシテ一家者悉退治ス、詩歌之達者也、

弥次郎

長雄

被任彈正少弼、大内殿依振氣、尼子方トナリ河本温井城ニ

法名成足

大就

令籠城、永祿二年毛利元就中国勢十万余騎ニテ雖被取懸、

元龜元年十二月九日逝去

終ニ此城不及力ニ、小早河隆景三好隆高依拵和談ス、此時

ヨリ毛利ノ幡下トナル、同五戌年ヨリ甘南備峰山ニ移ル、

其後毛利尼子取相之時、数年雲州在陣ス、長雄強心ノ誉レ

越佐故、大田南郷・鳥居・住郷・河上リ・久利・赤波・市

ノ原・松代・雲州神門之内五百貫毛利元就ヨリ賜ル、後ニ

元龜元年三原丸山ノ城始メ築ク、

大蔵大輔

長雄

天正十一年ヨリ丸山入城、同十九年九月廿三日毛利輝元ヨ

法名照宗常久

リ国替時、石州ノ知行離ル、雲州知井宮ニ住居、

千代重

長徳

早世